

## よくある質問 (FAQ)

- 申請主体について  
→人口15,000人以下の地域を代表する自治体、DMO、観光協会等。（申請主体は自治体に限りません）
- 本部への申請について  
→UNWTO加盟国政府（観光庁）がオンラインで申請します。各地域の皆さまは、直接UNWTOへ申請するのではなく、一度観光庁へ申請いただくこととなります。
- 人口を証明する書類について  
→国勢調査に関わらず、地域の人口が分かる公式で最新の資料をご用意ください。
- ベスト・ツーリズム・ビレッジに認められる地域数について  
→各国から一度の申請で申請可能な地域は3地域までとなっております。なお、認定を受ける地域数については、上限はございません。（毎年追加されていく形となります。）
- 小規模な地域コミュニティが、同じ行政下にある地域内の他のコミュニティと共同で（複数の地域をひとつの塊とみなして）、申請することは可能ですか？  
→2つ(またはそれ以上)の地域が1つのデスティネーションとしてプロモーションされていたり、デスティネーションの塊の一部であったりしても、共同申請はできません。地域ごとに個別の申請が必要となります。
- 参加費用はかかりますか？  
→参加費は無料です。

- 現在は世界で何地域がベスト・ツーリズム・ビレッジに認定されていますか？  
→2021年は32か国44地域、2022年は22か国32地域がベスト・ツーリズム・ビレッジに認定されました。日本からは、北海道ニセコ町と京都府南丹市美山町が選出されています。
- 最終的にUNWTOに提出するのに必要な申請書類は？  
→国内審査用に「概要プレゼンテーション資料」（日本語・最大12スライド）と「地域のPR動画」（英語または英語字幕付・最大2分）を提出していただきます。最終的にUNWTOへ申請する際には、UNWTOが求める申請書類（3月公表予定）を英語でご用意していただく必要がありますので、上記国内審査用の資料と並行してご準備いただくこととなります。
- 概要プレゼンテーション資料は、9つの評価項目（※）全てについて作成しなければいけませんか？  
→全ての項目について資料を作成する必要があります。審査委員会でのプレゼンや、UNWTOへ最終的に提出する資料にもなる予定なので、画像や図などを入れて視覚的に分かりやすい資料にしてください。

（※）9つの評価項目

- ①文化・自然資源 ②文化資源の振興と保全 ③経済分野の持続可能性  
④社会分野の持続可能性 ⑤環境分野の持続可能性 ⑥観光の可能性と発展・バリューチェーン(価値連鎖)の強化 ⑦観光分野のガバナンス ⑧アクセス・インフラ  
⑨公衆衛生、安心・安全

- 地域のPR動画とはどのような動画ですか？  
→内容は問いませんが、地域がベスト・ツーリズム・ビレッジに相応しいということを示すような魅力ある映像をお願いいたします。

※UNWTOの説明では、"A short video either in English or Spanish (maximum 2 minutes) telling us why the village should become a Best Tourism Village by UNWTO."となっております。